

【目的】

いじめのない地域社会の実現

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の趣旨を踏まえ、

「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの適切な対応」に関する基本理念及び町等の責務・役割を

明らかにし、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進します。

【基本理念（法第3条関係）】

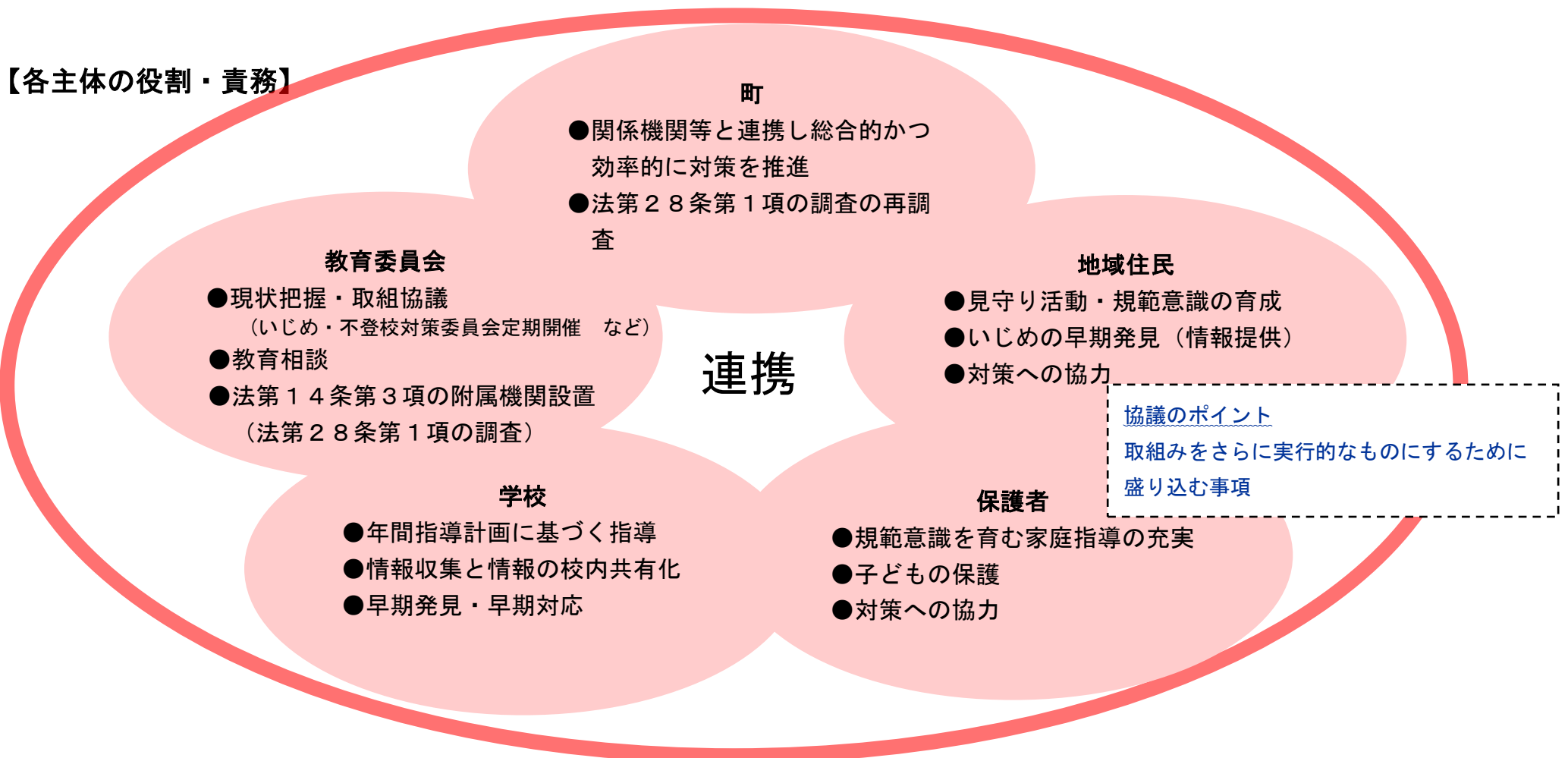
【基本理念（法第3条関係）】

○全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われないようにする。

○全ての児童等がいじめを行わず、いじめを放置することがないようにするため、いじめに関する理解を深める。

○学校に加え、町、保護者、地域住民その他関係者と連携し、いじめ問題を克服することを目指して行動する。

【各主体の役割・責務】



【基本方針と組織体制の整備】

○ 基本方針の策定

町

吉富町いじめ防止基本方針の策定
(法第12条関係)

いじめ問題への取組みを学校や家庭、地域社会が一体的にすすめ、いじめの防止等をより実効性のあるものにします。

学校

学校いじめ防止基本方針の策定
(法第13条)

学校におけるいじめ防止等のための対策や組織体制に関する基本的な方針を定めます。済

○ 組織体制

町

(仮称) 吉富町いじめ問題等対策連絡協議会
(法第14条関係)

○関係機関・団体の連携
町、学校、教委、児相、地方法務局、警察、
その他(案) 民生児童委員、少年補導員、人権擁護委員、自治会長会、学識経験者

協議のポイント
※県いじめ防止基本方針の記述
市町村協議会の設置は近隣の市町村との連携による設置も考えられる。
(中学校組合と設置)

教委

(仮称) 吉富町いじめ問題等対策委員会
(法第14条第3項関係)

※教委と協議会の円滑な連携の下、教委に置く附属機関

○弁護士、医師、学識経験者、心理等専門家、その他 ()

○重大事態が発生した場合、教委の下に設ける事実関係を明確にするための調査組織を兼ねる。(法第28条第1項の調査)

町

(仮称) 吉富町いじめ問題等調査委員会
(法第30条第2項関係)

※町長の附属機関

○重大事態への対応又は同種の事態の発生防止のため第28条第1項の調査の再調査の実施

○弁護士、医師、学識経験者、心理等専門家、その他 ()

協議のポイント
その他のメンバーについて
※対策委員会の規模 連絡協議会メンバーを加えるか等